

PDDRP 規則

これらの規則はすべての PDDRP 手続きに対して有効です。

商標委任後の紛争解決手続きに基づく紛争解決のための紛争解決手続きは、本規則およびその手続きを管理するプロバイダの補則に準拠するものとし、そのウェブサイトに掲載されています。プロバイダの補則が規則と矛盾する限りにおいては、規則が優先します。

1. 定義

規則で使われる用語の定義を以下に示します。

営業日: プロバイダが補則で定義する営業日を意味します。

暦日: 期限や期日を確定するために数えられる、週末および祝日を含むすべての日を意味します。プロバイダ補則ではこの用語がさらに詳細に定義されます。

申立人: ドメイン名の登録に関する PDDRP 申し立てを起こす当事者を意味します。

専門家による裁定: PDDRP 手続きの書面による結果を意味します。**不服申し立て裁定**は、PDDRP 不服申し立て裁定の書面による結果です。

専門家パネル: 専門家による裁定を下すプロバイダが指名する 1 人または 3 人の個人を意味します。

ICANN: Internet Corporation for Assigned Names and Numbers の略です。

新 gTLD: 2013 年 1 月 1 日以降にルートに導入された総称的なトップレベルドメイン。

PDDRP または手続きは、商標委任後の紛争解決手続き (<ハイパーリンク> 参照) を指し、これらの規則およびプロバイダの補則によって強化および説明されています。

プロバイダ: PDDRP の事例を扱うために ICANN が承認した紛争解決サービス プロバイダを意味します。プロバイダの一覧は <TBD > で確認できます。

レジストリ オペレータ: 紛争中のトップレベル ドメインの操作に責任を持つ事業者を意味します。さらなる定義については PDDRP セクション 6 を参照してください。

レジストラ: レジストリ オペレータがドメイン名登録を登録者に販売する際に使用する事業者を意味します。

レジストラント: ドメイン名の保有者を意味します。

リポジトリ プロバイダ: PDDRP セクション 18.5 に基づく一時的または恒久的な提出禁止のもとでの申立人の（キーパーの）データベースを指します。

相手方: PDDRP 申し立てが発生したレジストリ オペレータを意味します。

補則: 規則を補完するために、PDDRP 紛争解決手続きを行うプロバイダが採用した規則を意味します。補則は、PDDRP テキストまたは規則と矛盾しないものとしします。また、この補則では、料金、語数やページ数の制限とそのガイドライン、ファイルサイズとフォーマット形式、プロバイダや専門家パネルとの連絡手段、および表紙の様式などを定めるものとしします。

プロバイダの補則は、例外的な状況においては、PDDRP またはこれらの規則の下で求められる期間を合理的に延長するためのプロセスを提供することがあります。

2. 連絡

(a) 申し立て (付属書類を含む) を電子的に相手方へ送信するときは、相手方に送達するのはプロバイダの責任となります。実際に申立書を通知する場合、または通知に以下の手段を講じる場合に、この責任を果たしたことになります。

(i) レジストリ契約に記載されているすべての電子メールアドレス、郵送先アドレス、およびファックス アドレス、および申し立てによって提供される相手方の電子メールアドレスに申し立ての通知を送付。

(ii) 上記 (i) に記載された電子メールアドレスに電子メールを送信するか、または上記 (i) に記載されたすべての電子メールアドレスに電子メールでユーザーが必要なアカウントを作成するオンライン プラットフォームへのリンクを介して、電子形式で申し立て (添付書類を含む) を提供する。

(b) 規則 2(a) を除き、規則に基づく、申立人または相手方へのすべての書面連絡は、インターネットを利用して電子的に (送信記録が利用可能) 行うものとしします。

(c) プロバイダまたは専門家パネルへのすべての連絡は、プロバイダの補則で規定する手段および方法 (該当する場合、コピー部数を含む) で行うものとしします。

(d) 連絡は、PDDRP セクション 3 に指定されているように、英語で行われます。

(e) 両当事者は、プロバイダに通知することで連絡先の詳細を更新できます。

(f) 規則に別段の定めまたは専門家パネルによる別段の決定がある場合を除き、規則に規定されているすべての連絡は、以下の日に実行済みであるものとしします。

(i) インターネット利用の場合は、メッセージの発信日 (ただし、発信日が検証可能または適切であること)。

(ii) ファックス送信の場合は、発信記録に記載されている日付。

(iii) 郵便または宅配便の場合は、受取証に記載されている日付。

(g) 本規則に別段の定めがある場合を除いて、本規則に基づいて計算されるすべての期間は、その通信が規則 2 (f) に従って行われたと見なされる最も早い日に開始しなければなりません。

(h)規則 2(a) に定義される申し立ての通知の後の通信については以下のように行われます。

(i) 専門家パネルがプロバイダを通じていずれかの当事者へ連絡する場合、プロバイダが通信のコピーをもう一方の当事者に送付します。

(ii) プロバイダからいずれかの当事者へ連絡する場合、連絡のコピーをもう一方の当事者に送付します。

(iii) 場合によっては、いずれかの当事者は、連絡のコピーをもう一方の当事者、プロバイダに送付し、プロバイダが専門家パネルに送付します。

(i) 送付側の責任として、送付の事実および状況の記録を保持するものとし、この記録は、関係する当事者による調査および報告目的で利用されます。これには、規則 2(a)(i) に基づき、相手方への申し立ての通知を郵便とファックスのいずれか、または両方の手段で送付したプロバイダが含まれます。

(j) 万一、連絡を送付した当事者が不達通知を受け取った場合、その当事者は、その状況を直ちにプロバイダに知らせるものとし、連絡および応答に関する、それ以降の手続きは、プロバイダの指示に従うものとし、

3. 申し立て

(a)PDDRP セクション 5 で定義されているように、当事者である個人や事業者は、PDDRP、本規則およびプロバイダの補則に従って、ICANN によって承認されたプロバイダに申し立てを提出することによって紛争解決手続きを開始することができます。

(b)申し立ては、プロバイダが入手可能な様式を使用して作成し、添付書類を含め、電子的に(電子メールかオンラインポータルのいずれかで)提出しなければならず、また、次の事項を行う必要があります。

(i) 申し立てをその決定のために提出するには PDDRP、これらの規則およびプロバイダの補則に従う必要があります。

(ii) 申立人および紛争解決手続きを行う権限がある代理人の氏名、担当者、住所、電子メールアドレス、電話番号、およびファックス番号を記入します。

(iii) 相手方/レジストリ オペレータの名前、およびレジストリ契約からの他のすべての関連する連絡先情報、ならびに申立人または連絡先の代表者への連絡方法に関して申立人に知られているすべての情報を提供します。またプロバイダが規則 2 (a) に記載されている申し立てについて相手方に通知することができるように十分詳細な事前申立書処理に基づく連絡先情報が含まれている必要があります。

(iv) 申立人が知る限りにおいて、紛争中のドメイン名登録の現在の所有者の名称および住所を提供します。

(v) 紛争が最上位レベル (PDDRP セクション 6.1) または第 2 レベル (PDDRP セクション 6.2) のいずれかを指定します。

(vi) PDDRP セクション 5 に基づく申立人の立場について、レジストリ オペレータの操作方法または gTLD の使用に起因する被害についての説明を含めます。

(vii) PDDRP セクション 7.2.3 (a-h) に明記されている紛争の性質を特定します。

(viii) 1 人の委員または 3 人の委員からなるパネルが申立人から要請されているかどうかを確認します。

(ix) 申し立ての対象となっているドメイン名に関連する、これまでに開始または終了した他の法的手続きを特定します。

(x) 申立人は、管理手続きにおける決定に対するいかなる問題についても、レジストリがその主たる営業所を有する裁判所の管轄権に服することを規定します。

(xi) 次の記述によって申立人またはその承認された代表者の合意を締結します。

申立人は、紛争、または紛争解決に関する要求と救済策が相手方だけを対象とするものであることに同意します。また、(a) プロバイダおよび専門家パネル (故意の不法行為を除く)、(b) インターネット上の割り当てられた名前と番号、およびその役員、役員、従業員、およびエージェントに対する、一切の要求と救済事項を放棄することに同意します。

申立人は、この申し立てに記載されている情報が申立人の知る限り完全で正確であること、この申立書が嫌がらせのような、いかなる不正な目的でも提示されていないこと、この申し立てで主張していることは規則および適用される法律に基づき正当であること、およびこの申立書は誠実で合理的な主張により存在または展開され得るものであることを保証します。

(c) 申し立てには、プロバイダの補則で規定されている提出料金が伴います。

(d) 申し立てには、その文書の説明や索引とともに、補足文書を添付するものとします。

(e) プロバイダによるリポジトリのチェック (規則 17 を参照) によって、申立人が一時的または恒久的に PDDRP の使用を禁じられていることが判明した場合、申し立ては却下されます。

(f) PDDRP 申し立ては、新しい gTLD を運用しているレジストリに対してのみ提出することができます。

(g) 別の PDDRP が有効であるレジストリ オペレータに対して PDDRP 申し立てが提起された場合、両方の紛争の当事者は統合することに同意する可能性があります。統合に関するプロバイダの補則を参照してください。

4. しきい値の審査と裁定

(a) PDRRP セクション 9.3 の下での申立人の立場に異議を申し立てるための相手方による書類の提出は、電子的に提出されるものとします。相手方の手数料は提出後 24 時間以内に納付しなければ、無視されます。

(b) PDDRP セクション 9.4 に基づく相手方の書類への異議申立者は、電子的に提出されるものとします。

(c) 申立人に有利なしきい値裁定には、当事者への開始通知が添付されるものとします。開始通知は、少なくとも相手方による返答提出の期限について当事者に通知します。

5. 答弁書

(a) 答弁書は次の条件を満たすものとします。

(i) 相手方および紛争解決手続きを行う権限がある代理人の氏名、住所、電子メール アドレス、電話番号、およびファックス番号を記入します。

(ii) 特に、申し立ての根拠となるそれぞれの理由に回答し、申立人の主張に反する弁明を含めます。

(iii) 相手方は、申し立てが肯定的かつ具体的な訴えによる法的根拠がないという認定を求めることができます。

(iv) 申立人が 1 人のメンバーの専門家パネルを要求した場合、相手方は答弁書の中で 3 人のメンバーの専門家パネルを要求することができます。

(v) 申し立ての対象となっているドメイン名に関連する、これまでに開始または終了した他の法的手続きを特定します。

(vi) 以下に示す、相手方または権限のある代理人の署名 (電子様式を問わず) 付きの報告で、結論付けます。

「相手方は、紛争に関する要求と救済策または紛争の解決は申立人に対してのみ行われるものであり、そのような要求と救済事項は以下に対して放棄することに同意します。(a) 意図的な不正行為の場合を除く、プロバイダおよび専門家パネル、(b) および ICANN (the Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)、役職者、従業員、およびエージェントに対する、一切の要求と救済策を放棄することに同意します。

相手方は、この答弁書に記載されている情報が相手方の知る限り完全で正確であること、この答弁書が嫌がらせのような、いかなる不正な目的でも提示されていないこと、この答弁書で主張していることは規則および適用される法律に基づき正当であること、およびこの答弁書は誠実で合理的な主張により存在または展開され得るものであることを保証します」

(vii) 相手方が根拠とする、文書による記録または他の証拠のすべてを、証拠の説明または索引とともに添付する。

(b) 相手方による救済のための積極的主張は、「法的根拠がない」の提出の申し立てを除いて認められません。

(c) 答弁書には、プロバイダの補則で規定されている提出料金が伴います。

(d) デフォルトの場合、PDDRP セクション 12 が適用されます。プロバイダは、その補則において不履行の認定を留保する限定的権利に関する規則および手続きを定めるものとします。

6. 返答

PDDRP セクション 11 は、答弁書があった場合に申立人が返答を提出することを許可します。プロバイダの補則は、ページ制限や送信方法など、返信の詳細を管理します。

7. 専門家パネル

(a) 各プロバイダは、一般に入手可能な専門家パネルとその資格についての一覧を、維持および公開するものとします。

(b) 専門家パネリストは公平かつ中立であるものとし、指名を受ける前に、専門家パネリストの公平性または中立性に疑念を生じさせる事情があれば、プロバイダに公表するものとします。紛争解決手続きのある段階で、専門家パネリストの公平性または中立性に疑念を生じさせる新たな事情が発生した場合、専門家パネリストは、この事情を直ちにプロバイダに開示するものとします。このような場合、プロバイダは、代替りの専門家パネリストを指名する裁量を有するものとします。

8. 当事者と専門家パネルとの連絡

当事者またはその代理人は、専門家パネルに一方的に連絡を取ることはできません。いずれかの当事者が専門家パネルまたはプロバイダと連絡を取る場合は必ず、プロバイダの補則に規定されている方法でプロバイダへ連絡するものとします。

9. 専門家パネルの権限

(a) 専門家パネルは、PDDRP および手続規則に従って、適切と思われる方法で紛争解決手続きを実行するものとします。

(b) いずれの場合も、専門家パネルは、当事者を実現可能な範囲で同等に扱われることを保証するものとします。

(c) 専門家パネルは、証拠の許容性、関連性、具体性、および重要性を決定するものとします。

10. 対面聴聞

PDDRP に基づく紛争は通常、聴聞なしに解決されます。専門家パネルが、自らの発意により聴聞を行うことを認める決定をした場合は、当該聴聞の手続きについては、プロバイダの補則が適用されます。

11. 開示/追加証拠

通常開示は許可されません。例外的な場合には、専門家パネルは当事者に追加証拠の提出を要求することがあります。プロバイダの補則は、それが許可される場合は、開示手続きについて、また専門家パネルから要求される場合は追加証拠の提出について規定します。

12. 専門家パネルの:裁定

(a) 専門家パネルは、PDDRP 手続き、これらの規則、および監査法人によって適用可能であると考えられる法律の規則および原則に従って申し立ての裁定 (しきい値、最終、または不服申し立て) を下すものとします。

(b) 専門家パネルは文書により裁定を下し、その文書には、裁定の理由、裁定日、専門家パネルの氏名を記載するものとします。

(c) 専門家パネルによる裁定は、プロバイダの補則に規定されている、字数制限のガイドラインに通常従うものとします。紛争の内容が PDDRP プロバイダの範囲ではないとの結論に達した場合、専門家パネルはその旨を記載するものとします。

13. 救済策

(a) 専門家パネルの前に行われる PDDRP に従って申立人が利用可能な推奨される救済策は、専門家パネルが決定するが、PDDRP のセクション 18 に従うものとします。

(b) 申立人は、その申し立ての検討のために専門家パネルに救済策を提案することができます。たとえ申立人が優勢であっても、専門家パネルは申立人の提案を受け入れる義務を負うことはありません。

14. 裁定と公開

(a) プロバイダは、以下の規則 18 (e) に従って、裁定および実施の日付を一般にアクセス可能な Web サイトに公開するものとします。PDDRP のセクション 19.2 をしてください。

(b) 裁定が変更されるのは誤植や誤記の訂正の場合のみで、当事者からの実質的な変更の要請には応じないものとします。

15. 和解またはその他の理由による終結

(a) 専門家パネルの裁定前に両当事者が和解に合意した場合、専門家パネルは紛争解決手続きを終結するものとします。

(b) 専門家パネルの裁定前に何らかの理由で紛争解決手続きが不要、または継続が不可能になった場合、専門家パネルが定めた期間内にいずれかの当事者から正当な理由の異議がなければ、専門家パネルは、紛争解決手続きを終結するものとします。

16. 裁判所による手続きの効果

(a) 申し立ての対象であるドメイン名に関する紛争について、紛争解決手続きの前または期間中に何らかの法的手続きが開始された場合、専門家パネルは、その紛争解決手続きを一時停止、終結、あるいは続行するかどうかを自身の裁量により決定するものとします。

(b) 申し立ての対象であるドメイン名に関する紛争について、いずれかの当事者が紛争解決手続きの係属中に何らかの法的手続きを開始した場合、その当事者は、その申し立てを専門家パネルおよびプロバイダに直ちに通知するものとします。上記の規則 8 を参照してください。

17. 法的根拠がない申し立て

(a) 法的根拠がない申し立てを提出したことに対する申立人を排除するための専門家パネルによる裁定には、予測される不服申し立てパネルに対する認定を正当化するための十分な理由が付されなければなりません。

(b) PDDRP セクション 18.5 に記載されている「法的根拠がない」認定を行ったプロバイダは、1 (1) 営業日以内に、リポジトリ プロバイダとして ICANN によって指名されたプロバイダが管理するリポジトリに、当事者名、症例識別情報、および裁定のコピーを提出しなければなりません。

(c) リポジトリ プロバイダは、リポジトリをすべてのプロバイダが電子的にアクセスできるようにする必要があります。

(d) プロバイダは、申し立てを受け取ると、適用可能な PDDRP 手続きの条項に照らしてリポジトリに対する申し立てが許容できるかを検証し、許容できない場合は申し立てを却下します。

18. 不服申し立て

(a) プロバイダは、基礎となる手続きのすべてのレコードを不服申し立てパネルに提供する責任があります。

(b) 申し立てには、プロバイダが設定した追加費用を支払うことにより、裁定に対する重要な新しい許容できる証拠を導入するための制限付きの権利が許可されます。ただし、その証拠は明らかに申し立ての提出よりも以前に存在している必要があります。

(c) 被控訴人は追加料金が請求されないものとし、プロバイダの補則で特定される期間内に控訴人の追加の陳述に対する返信を提出する権利を保有します。

(d) 不服申し立ての救済策は以下に限定されます。

(i) 最終裁定の承認または無効。

(ii) 推奨されている救済策の承認、無効、修正。

(iii) 申し立ては法的根拠がないという専門家パネルの判断を覆す。

(e) いずれの裁定をプロバイダのウェブサイト公式に掲載するか、削除されるかどうかを決定するのは、最終的な専門家パネルが有するものとします。

(f) 上述以外では、PDDRP 不服申し立てに対するプロバイダの補則が適用されるものとします。

19. 免責

故意の不法行為の場合を除き、手続規則に基づく紛争解決手続きに関係する、すべての作為または不作為について、プロバイダと専門家パネルの両者は当事者に対して一切の責任を負わないものとします。

20. 修正

プロバイダへの申立書の提出時に有効だった規則のバージョンが、その結果開始される紛争解決手続きに適用されるものとします。規則は、ICANN の書面での承認なしに改訂することはできません。